# 公益財団法人 中辻創智社

# 2023 年度 事業計画書

(2023年4月1日—2024年3月31日)

### 設立経緯

当法人は 2015 年 11 月 13 日に、社会と次世代を担う若者を支援することを目的とし、中辻憲夫氏の個人資産を原資として設立されました。設立者の中辻憲夫氏は、京都大学教授在任中に再生医科学研究所所長及び物質-細胞統合システム拠点設立拠点長を歴任した発生生物学者で、特に幹細胞生物学分野において、2003 年に成功したヒト ES 細胞株(多能性幹細胞株)の樹立と分配事業の立ち上げを主導して日本国内の再生医学基盤を築き上げた功績が高く評価されています。2003 年に中辻憲夫氏(京都大学再生医科学研究所教授・当時)がサイエンティフィックファウンダーの一人となり大学発スタートアップ企業リプロセルが設立され、同社が生産販売を開始したヒト ES 細胞用培養液が、ヒト iPS 細胞株の樹立を含むヒト多能性幹細胞の培養及び研究に広く使用され、再生医学研究の発展に貢献しました。このような幹細胞と再生医学研究の興隆を受け、2013 年にリプロセルは東京証券取引所 JASDAQ グロースへの上場に成功し、中辻憲夫氏は創業者として得られた資産を、社会と次世代を担う若者を支援するために活かしたいと志を深め、当法人の設立に至りました。

### 設立趣意

設立時理事3名(中辻憲夫、藤本一郎、細川美穂子)は同時期に京都大学物質-細胞統合システム拠点に所属していた経歴があり、同拠点を介した縁で集いました。中辻憲夫は設立拠点長として新たな学際領域の開拓と創出に、藤本一郎は実務家法曹としてイノベーションマネジメントに、細川美穂子は分子生物学及び生命情報科学の専門家として基礎研究に、携わりました。

当法人を設立するにあたり、私たちは次の世代に何を残せるか、社会に対して何ができるか、真に豊かな社会とはどのような社会か、其々の立場から議論を重ねました。豊かでより良い社会を実現するためには、例えば自然環境問題、資源エネルギー問題、貧困や格差固定問題等いくつもの課題が挙げられ、これらの課題について行政が主軸となり、また多くの民間団体からの支援や尽力により、積極的な解決や改善が試みられています。一方で、支援の手が行き届かない課題も

未だあり、私たちはこれまで各自の立場で職務を遂行する中で解決が必要と感じる様々な課題に直面してきました。

私たちは、より良い社会を実現するためには、自然環境と調和した科学技術の健全な発展が重要であり、調和の形成には多種多様な基礎研究を広く守り科学が発展するための土壌を育成することが必要であると考えます。また、これらを支える上で何よりも重要なのは「人」であると考えます。

小さな法人故に出来ることに限りがあります。同時に、小さな法人だからこそできることがあります。例えば、大きな法人では事業化がためらわれるニッチなところ、先進的なため助成規模と得られる社会的成果の予測が難しく事業化されにくいところ等、既存の支援からこぼれ落ちてしまうところに私たちはアプローチすることができます。私たちは小規模法人ならではの良さを活かし、既存の支援では手が充分に届きにくい課題に焦点を絞り、私たちの「目の前」にある課題を大切に考え、時代や社会のニーズに従って、「研究を守り育てる事」と「人を育てる事」を柱に事業を行い、これら事業をもって、より良い社会の実現に貢献していきたいと考えております。

# 公募事業実施の経緯

当財団では、研究奨励部門・人材育成部門の2つの部門を設け、それぞれ「研究を守り育てる」ための事業、「人を育てる」ための事業を実施しています。研究奨励部門では「研究費助成公募」「会議開催費助成公募」の2つの助成公募事業を、人材育成部門では「理系出身者への法科大学院奨学金」「困難な状況にある子ども達への学習支援」の2つの助成公募事業を行うことで、現在の日本において、重要な課題ながらも支援の手が欠けているところにアプローチしています。各助成公募事業について、実施に至った経緯は次の通りです。

### (1)研究奨励部門 A. 研究費助成公募

当財団の中辻憲夫代表理事は、京都大学理学部動物学教室にて、洛北の豊かな自然環境の恩恵であるカエルやイモリ等の野生両生類を含む動物を研究対象として、発生生物学の基礎研究で博士号を取得しました。この後、実験動物であるマウスやカニクイザル等の哺乳類へと発生生物学の研究対象を拡大し、これら研究を基盤として ES 細胞株樹立と多能性幹細胞研究を展開しました。さらに多能性幹細胞研究を再生医学等の応用分野へと発展させた経験を持ちます。このように基礎研究から応用分野までをカバーした研究歴を通じて、科学技術の発展には基礎研究の健全な基盤が不可欠であることを強く実感しました。同時に、応用分野に比べて、経済的な利益に直接繋がらない基礎研究(基礎生物学)への

社会的な支援が不足しがちであることも強く実感したことから、基礎生物学分野での研究費助成公募の事業化へ思いをあたためて参りました。

長谷川博理事(吉川英治文化賞、日本学士院エジンバラ公賞、第 14 回山階芳 麿賞)は、42 年間に渡り伊豆諸島最南部に位置する無人島の鳥島に通い、オキ ノタユウ(アホウドリ)を絶滅の危機から救った生態学者で、そのライフワーク が自然環境保全の重要性を深く考える契機となりました。自然環境は一度失われてしまうと取り戻すことが難しく、長期的に豊かな自然環境を保つためには、 将来支えとなり得る基礎研究を広く守り育てることが重要と考えます。自然環境保全に必要な多くの研究分野のうち、基礎生物学において中心的役割を担う 分野について、十分な研究費を獲得できず継続が困難な状況にある研究課題を 対象として研究費助成公募事業を実施することとなりました。

# (1)研究奨励部門 B. 会議開催費助成公募

当財団の中辻憲夫代表理事は、京都大学在職時に日本学術振興会が実施する科学研究費助成事業(科研費)の特定領域・新学術領域代表を長く務めました。領域代表として定期的に国際シンポジウム、国内シンポジウム、若手勉強会を主催し、また研究室主催者として大学院生の指導にあたる過程で、例えば大学院生がシンポジウム懇親会に参加する際の参加費を公的資金で補助できないこと、若手勉強会(合宿)に参加する大学院生の参加費を公的資金から支出できないこと等を経験し、公的資金を補完できる若手支援の重要性を実感しました。

大学院生や若手研究者にとって、若いうちからこのようなシンポジウムや勉強会等で、他の若手研究者や経験豊かな研究者達と密接な交流を持ち多様な学びを得ることは、自身の研究に取り組むだけでは得られない貴重な経験となります。このような経験は、将来、研究と社会について、また科学技術と自然環境について、バランスのとれた広い視野を持つ研究者として育つための大きな助けとなり、延いては社会に貢献することに繋がると考えるに至りました。

細川美穂子理事は、京都大学大学院在学時に若手有志の勉強会を主催しましたが、勉強会の運営費用を複数の大学院生の私費で賄った経験があり、大学院生を含む若手研究者の費用負担を軽減できる会議費の重要性を実感しました。これらの問題は、中辻憲夫代表理事及び細川美穂子理事が属した生物学分野に限らず、文系・理系を問わず日本国内のアカデミアに共通する課題であり、学術研究を広く守り育てるため会議開催費助成公募の事業化に至りました。

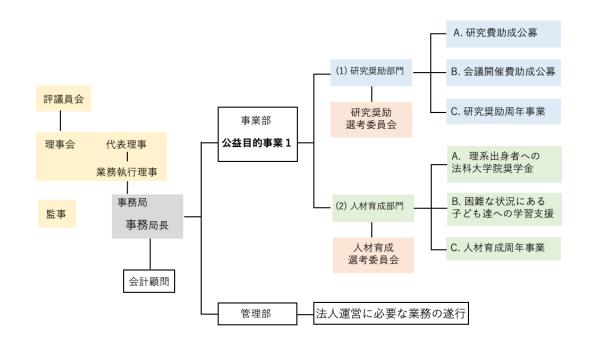
# (2)人材育成部門 A. 理系出身者への法科大学院奨学金

当財団の藤本一郎理事は、実務家法曹(弁護士)であり、京都大学、神戸大学、 同志社大学の法科大学院で客員教授等を務めてきました。法科大学院で教鞭を 執るなかで、法学部以外、特に理系分野から法科大学院へ進学する学生の割合の減少が著しいことに気づき、改善が必須の状況ではないかとの問題提起がありました。例えば、高度先進医療、AI やビッグデータ、宇宙開発等、近年の科学技術革新はスピードが速く、新しい科学技術を社会で活用するための法整備が追いつかない分野も多くみられます。加えて、新しい科学技術の活用には予期せぬトラブルも多く伴われ、これらの仲裁や解決も法曹における重要な課題です。また、近年、環境破壊や自然への悪影響が懸念される土地開発及び産業活動についての法的係争も散見され、専門的な知識や理解能力を兼ね備えた法曹の重要性が増しています。このように、理系分野の学問的背景を有する法曹が強く求められている一方で、これら分野から法科大学院へ進学する学生の割合は著しく減少しており、このような状況の改善に一石を投じるため、理系出身者で法科大学院へ進学する学生への奨学金事業を実施することとなりました。

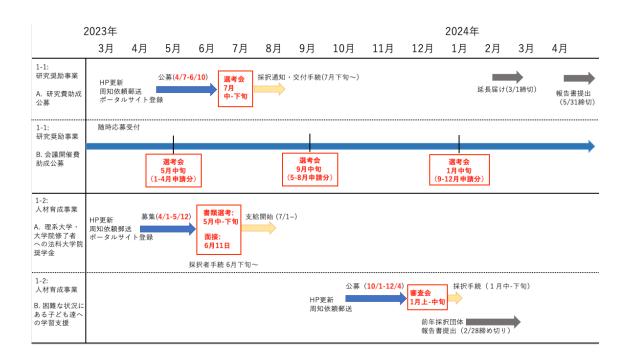
# (2) 人材育成部門 B. 困難な状況にある子ども達への学習支援

当財団の新居誠一郎監事は、貧困や虐待等で苦しむ親子を支援する NPO 法人 (関西こども文化協会及び北摂こども文化協会)の監事を務めます。新居監事か ら、既存の児童支援では学習ドリルを購入するための費用は助成されるものの、 人件費を支出可能な助成金が殆ど無く、学習ドリルがあっても勉強を教える人 がいないため、せっかくの支援がうまく機能していない現状について問題提起 がありました。幼い頃からの学習環境不足や基礎学力欠如により教育機会を失 ってしまっている子ども達の中には、潜在的能力が高く教育機会さえあれば将 来社会を担う人材となれる者も多く含まれると予想されます。また、社会全体で の教育水準の底上げと教育格差の解消は、科学技術の発展や自然環境保全の必 要性を正しく理解し、これからの社会で生活し活躍できる人材を育成する上で も重要と考えます。既存の学習支援の効率を上げ、子ども達の教育機会を等しく 確保するため、学習支援の人件費支給に重点を置いた助成事業の実施に至りま した。アルバイトの代替になれば子ども達の学習支援要員に興味を持つ大学生 や大学院生も多いと考えられたため、支援を受ける子ども達にとって年齢が近 い大学生等は良いロールモデルとなり彼らとの交流が得難い経験になると考え られたため、また、困難な状況にある子ども達の現状を目の当たりにした経験を 持つ若者に社会で活躍してほしいため、学習支援要員として大学生や大学院生 等の若い世代を登用することを応募の要件としました。

# 組織・事業体系



# 2023 年度公募スケジュール



# 中期目標(2022年4月1日~2027年3月31日)

当法人は、2015年の設立以来、学術と科学技術の健全な発展を願い、社会と次世代を担う若者を支援することを目的とし、助成事業を実施してきた。2021年度までに基盤となる法人運営体制及び事業体制の構築を完了したことを受け、2022年度から2026年度までの5年間について、中期目標を次の通り定める。

# (1) 公益財団法人への移行を目指し、法人運営体制の強化と安定化を図る。 当法人は現在(2022年4月1日現在)、一般財団法人として活動しているが、 法人の目的達成には、社会に根付き長期に渡り安定した運営を行うことが不 可欠と考える。このため、公益財団法人への移行を目標とし法人内の体制を 整えるとともに、公益財団法人移行後は法人運営体制の強化及び安定化を図 る。具体的には、安全かつ有利な資産運用による経営基盤の強化、実務の効

率化及び実務を担う人材の育成、内部統制の充実が挙げられる。

## (2)現在実施している助成公募事業を継続し発展させる。

当法人は現在、研究費助成公募、会議開催費助成公募、理系出身者への法科大学院奨学金、困難な状況にある子ども達への学習支援、の4つの助成公募事業を実施している。基本的な事業体制は確立できており、今後の5年間は各事業を継続するとともに、より発展させることが目標となる。具体的には、助成公募対象者のニーズを詳細かつ時宜に応じて把握の上これに対応した事業展開を図るとともに、実施事業の事業評価を推進することで客観的に過不足を見極め各事業の最適化を目指す。また、2021年度までに各助成事業について潜在的なものを含め需要が旺盛であることを実感できたため、より一層、公益に供するため、5年間で助成件数 20%増加 (\*2021年現在と比べて)を目指し、原資確保に努め事業規模を拡大する。

前述4事業は、系統が異なる事業を一つの目的のもと纏め上げており、この事の最大の強みは、通常なら接点を持ち難いもの同士を有機的に結びつけられる点にあると考える。この結びつきには、相互に良い影響を与え合い各々の活動の幅と深みを大きくする可能性があるため、事業横断的なイベント等の企画を検討したい。

併せて、当法人の目的を達成するため付加すべき事項がないか、多角的に情報を収集し、事業展開が可能か検討する。例えば、学術及び科学技術研究成果の社会還元や産業界への応用等、既存事業との繋がりを糸口とし検討を行う。

# 2023 年度の基本方針

2023年度は、中期目標を実現するため、下記の方針をとる。

- (1)公益財団法人としての法人運営体制の安定化を図る。
  - ・ 公益財団法人として遺漏なく法人運営を行うため、公益法人ガバナンス に関連する外部のセミナーや研修会に積極的に参加し、引き続き能力向 上に努める。

# (2)現在実施している助成公募事業を継続し発展させる。

- ・ 各助成の採択者から現状及びニーズの聞き取りを継続し実態把握に努める。
- ・ 事業規模を拡大する一環として潜在的なニーズを掘り起こすため、また、 広く社会に当法人の活動を発信するため、従来からのウェブを活用した 広報をより積極的に行うことに加え、ポスターやチラシ製作等の新たな 広報活動を検討し実行する。
- ・ 当法人の目的達成のための情報収集の一環として、産学連携の現状と課題について調べ整理する。
- ・ 助成成果の社会還元に資するため、周年事業として創立 10 周年記念シンポジウム及び法科大学院奨学金 10 周年記念事業を企画する。

# 公益目的事業1 事業計画

「自然環境と調和した科学技術及び社会の健全な発展を目指し、真に豊かな社会を次世代に繋ぐための事業」

豊かな自然環境の保全と革新的な科学技術の発展は、相反する方向性を持ちやすいが、人間性の涵養と快適な社会生活、確固たる国力を実現するためには、これらの両立が重要と考える。両者が調和のもとに発展した真に豊かな社会を次世代に繋ぐことを目的とし、研究奨励と人材育成の2つの部門を設け、以下の事業を実施する。これらの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つに纏める。

公益目的事業の財源は、基本財産及び特定資産である社債の運用益である。

# (1) 研究奨励部門

## A. 研究費助成公募

定款に定める事業(1) 若手研究者の研究助成事業

自然環境は一度失われてしまうと取り戻す事が難しく、保全における喫緊の課題については行政を主体に多くの既存事業により解決が試みられている。一方、50年後、100年後の将来、自然環境保全について何が課題となっており、これを解決するためにどのような基礎研究が必要となるか、現時点では予測が容易ではない。長きに渡り豊かな自然環境を保つためには、将来の自然環境保全にとって支えとなり得る基礎研究の芽を広く守り育てることが重要であり、これに資するため、自然環境保全を担う生物学領域の中心的分野について、研究に必要な競争的資金を十分得ることができず、継続が困難な研究課題を対象に、研究費助成公募を実施する。

なお、本公募は、規模等に照らせば大変僭越ではあるが、日本学術振興会で実施されている「科学研究費助成事業」(いわゆる「科研費」)のうち若手研究者を対象とする「研究活動スタート支援」「若手研究」「基盤研究 C」を補完するものと位置付ける。

#### 対象者:

日本の大学若しくは研究機関に在職し、e-Rad(府省横断的な競争的資金制度を中心とした研究開発管理システム)番号を有し研究活動に従事する

研究者のうち、研究代表者として外部競争的資金を<u>受給していない</u>者。ただし、以下の者は対象外とする。

- a. 当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者。
- b. 過去に本助成公募に採択された者。
- c. 申請時点で受給中(内定を含む)の研究費(科研費等の研究分担者や学内グラント等)総額が150万円以上ある者。
- d. 不正使用や不正受給等の不正行為により競争的資金の交付対象外となっている者。

### 対象分野:

自然環境保全を担う生物学領域の中心的分野である生態学、分類学、及び これらを支える基礎生物学。

### 募集件数と助成金額:

100 万円助成課題 10 件、50 万円助成課題 4 件(総額 1200 万円) 採択件数の割り当ては、申請数と採択率を考慮し変更することがある。

### 公募期間:

2023年4月7日~6月10日

### 公募方法:

全国の国立大学及び主要博物館、主な対象分野である日本生態学会、日本分類学会連合、日本動物学会、日本植物学会へ周知依頼を行う。JST サイエンスポータル及び民間ポータルサイト(グラント・スクウェア及び助成財団センター助成情報ナビ)に公募情報を登録し、当財団ウェブページに掲載する事で広く開かれた公募体制を整える。

### 助成期間:

採択から 2024 年 3 月 31 日まで。2024 年 3 月 1 日までに「延長願い」を 提出し承認を得た場合、2024 年度末まで繰越可能。

### 選考方法:

研究奨励選考委員会の各委員が、研究費助成公募選考要項に則り採点を行い、集計結果に基づき合議制の選考会において採択課題を決定する。選考 委員は研究奨励選考委員会運営規則に則り選任する。選考委員会の運営は 研究奨励選考委員会運営規則に従う。選考委員は、共同研究者や利害関係 を有する親しい関係者からの申請については審査できないものとする。

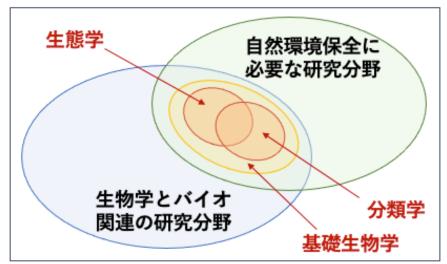
### 助成課題の公表:

助成対象者の氏名、所属、職位、助成課題名、論文発表等の業績を当財団ウェブページにて公表する。

### 報告書:

助成期間終了後2ヶ月以内に所定の研究報告書の提出を義務付ける。 論文出版や新聞報道等の成果があった際には、研究報告書とは別に所定の 業績報告書の随時提出が必要。本助成により知的財産を獲得した場合は、 業績報告書による報告を要するが、当財団はその権利を主張しない。

図1:研究費助成公募の対象分野



生態学:生物と環境、生物同士の相互作用を理解するための学問。生物の種は、食う・食われる、資源をめぐる競争、寄生、共生といった直接的作用だけでなく、他の種を介して間接的に影響し合い、環境の変動に応じて分布や数、行動様式等が変化する。こうした複雑な関係を分析し、分布や数を予測する。

分類学:生物を分類することを目的とした学問。生物を外見(色や形)、構造、遺伝情報などの特徴が類似しているかどうかによって分類し、体系的にまとめることで生物多様性を理解する。

基礎生物学:「生命とは何か」という大きな命題のもと、生命の誕生、進化、遺伝、個体の発生、細胞やゲノムの解析、など生命の基本原理について解明する学問。

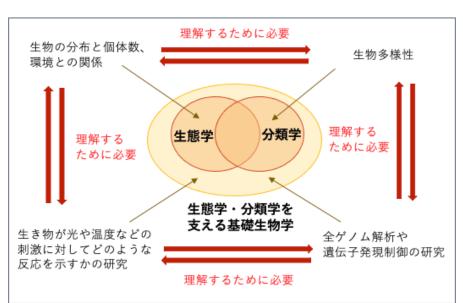


図2:研究費助成公募の対象分野の関係性

本相関図について「イボニシ」という巻貝に関する知見と研究を具体例に 挙げて説明する。

「イボニシ」という磯辺に住む巻貝は、北海道から九州まで日本国内に広く棲息している(=生態学)。イボニシの貝殻の形には尖ったもの、丸く膨らんだもの等、様々な種類があり、これまで貝殻の形が違うものはイボニシではなく似ているけれど別の種類の巻貝と考えられていた(=分類学)。近年のゲノム解析の結果(=基礎生物学)、これらの巻貝は貝殻の形は違うものの遺伝的に同じ種に分類される事が明らかになった(=分類学)。イボニシは産地では食用として消費され、また、貝紫染めという染め物の原料としても産業活用されている。近年、ある漁場でイボニシが獲れなくなる問題が起こり、イボニシの生息数や分布、各個体の特徴を調べたところ、メスのイボニシが殆ど見つからない事が明らかとなった(=生態学)。そこで、メスのイボニシが居なくなってしまった原因を調べることとなり、メス不在の漁場について海水の水質や棲息環境を調査したところ、環境ホルモンが高濃度で検出された(=生態学)。環境ホルモンがイボニシに与える影響について研究を行った結果、環境ホルモンにより大部分(95%)のメスがオスへと性別転換してしまったため繁殖できず個体数が激減した事

が明らかとなった(=基礎生物学)。分類学上、イボニシの貝殻の形に多様性がある事がわかっていたため(=分類学)、日本国内に棲息する様々な形のイボニシについて生息数や分布、各個体の特徴を調べたところ、複数の磯辺でオスへの性別転換が確認され、このような場所では環境ホルモンが高濃度で検出された(=生態学)。現在、産業界をはじめ多数の関係者の尽力により環境ホルモンを海洋中に排出しない努力が続けられている。また、研究レベルでは、環境ホルモンがイボニシの性別転換をもたらすメカニズムの解明が続けられている(=基礎生物学)。環境ホルモンによるオスへの性別転換メカニズムが明らかになることは、オス化の抑制やメスへの再転換メカニズムが明らかになることは、オス化の抑制やメスへの再転換メカニズムの解明に繋がる可能性を秘めている。将来、もし海洋中の環境ホルモン量が思うように低下せず、イボニシが絶滅の危機に瀕しても、基礎研究の積み重ねにより何らかの方法でオス化を抑制できれば種を維持し磯辺の生態系を保つ事が可能となる。

このように、生態学、分類学と基礎生物学に明確な境界線を引くのは難しく、一つの生き物、一つの現象を理解するためには、どれも無くてはならないものである。そのため、助成の対象分野を絞りすぎない事が、将来の自然環境保全にとって支えとなり得る基礎研究の芽を広く守り育てることに繋がると考える。また、当財団の予算規模が小さい事から、助成対象の焦点を絞りすぎた場合、科研費等の既存事業をスケールダウンした焼き直しとなってしまうと考えられたため、自然環境保全に特化しているものの対象をある程度分散させる事で、光が当たる研究の掘り起こしに繋げる方針とした。

### 参考文献:

Abe N (1985) Two forms of *Thais clavigera*. Venus 44(1): 15-26.

Hayashi T (1999) Genetic differentiation between the two forms of *Thais clavigera* (Mollusca, Gastropoda) in Tanabe Bay, Central Japan. *Zoological Science* 16: 81-86.

Urushitani H, et al. (2013) Cloning and characterization of the retinoic acid receptor-like protein in the rock shell, *Thais clavigera*. *Aquatic Toxicology*, 142-143:403-413.

Horiguchi T (2017) Biological effects by Organotins. Springer Japan KK, Tokyo, Japan, pp73-100.

### B. 会議開催費助成公募

定款に定める事業(3) 社会又は科学技術向上に貢献する活動に対する支援

### 事業

自然環境と調和した科学技術及び社会の健全な発展には、多種多様な基礎研究を広く守り、多彩な方向へ学術や科学が発展できるための土壌を醸成し、将来の担い手となる若手研究者を育成することが重要と考える。これに資するため、文系・理系を問わず、十分な運営資金を獲得できず開催が困難な状況にある会議、大学院生や若手研究者への直接的な支援、公的資金の補完、に重点を置き、会議開催費助成公募を実施する。

### 対象者:

日本の大学、研究機関、教育機関、学術研究団体に所属する者で、シンポジウムや学術集会、勉強会の主催を計画する者(大学生・大学院生を含む)。ただし、当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族である者は対象外とする。

### 助成対象:

文系及び理系の学術分野。

公的資金や企業協賛を十分獲得できず運営資金に困窮している会議、大学院生や若手研究者への旅費や参加費支給等直接的な支援、公的資金の補完に重点を置き、会議の運営に必要な経費を幅広く助成する。営利目的の会議は対象外とする。

### 対象会議と形式:

単一のシンポジウム・学術集会・勉強会、及び定期開催の勉強会・セミナー。

対面形式、対面とウェブ開催併用の形式、ウェブ開催の形式。

### 募集件数と予算額:

1 件あたり 50 万円、若しくは 50 万円を上限とする任意の額で、年間 10 件程度の募集 (総額 500 万円)。

申請件数や申請内容により、減額採択を行うことがある。

### 公募期間:

開催まで1年未満の会議について申請を随時受け付ける。申請受理日に応 じて年3回の審査を行う。

### 公募方法:

JST サイエンスポータル及び民間ポータルサイト(グラント・スクウェア 及び助成財団センター助成情報ナビ)に公募情報を登録し、当財団ウェブ ページに掲載する事で広く開かれた公募体制を整える。

### 助成期間:

採択後から会議終了まで。定期開催の会議については申請年度内の任意の期間(1年以内)。

## 選考方法1:

年3回の各審査会に対して申請受理の締め切りを設け審議する。

- 1月初日から4月末日に受理した申請:5月の審査会にて審議
- 5月初日から8月末日に受理した申請:9月の審査会にて審議
- 9月初日から12月末日に受理した申請:1月の審査会にて審議

### 選考方法2:

研究奨励選考委員会の各委員が、会議開催費助成公募選考要項に則り書類審査を行い、集計結果に基づき合議制の選考会において採択を決定する。委員会の運営は研究奨励選考委員会運営規則に従う。選考委員は、共同研究者や利害関係を有する親しい関係者からの申請については審査できないものとする。

### 助成会議の公表:

助成会議名及び助成団体名を、当財団ウェブページにて公表する。

### 報告書:

会議終了後2ヶ月以内に所定の報告書提出を義務付ける。

### \*研究奨励選考委員会についての補足説明事項:

2023年度研究奨励選考委員会の構成は下記の通りである。

- ・<u>伊村智</u>(日本分類学会連合推薦、国立極地研究所副所長・教授) 分類学の専門家として
- ・<u>遊麿正秀</u>(日本生態学会推薦、龍谷大学 元教授)生態学の専門家として

・<u>沼田英治</u>(日本動物学会推薦、京都大学名誉教授、京都大学人と社会の未来研究院特定教授)

動物に関する基礎生物学、生態学・分類学の専門家として

- ・<u>浅見崇比呂</u>(日本動物学会推薦、信州大学 特任教授) 動物に関する基礎生物学、生態学・分類学の専門家として
- ・<u>伊藤元己</u>(日本植物学会推薦、東京大学 名誉教授) 植物に関する基礎生物学、生態学・分類学の専門家として
- ・<u>中辻憲夫代表理事</u> 基礎生物学のうち、哺乳類や両生類など動物の発生生物学及び関連分野 の専門家・理学博士・京都大学名誉教授
- ・長谷川博理事 生態学の専門家・東邦大学名誉教授
- ・細川美穂子理事

基礎生物学のうち、全ゲノム解析や遺伝子発現制御等の分子生物学、細胞生物学、生物情報科学の専門家・医学博士。元京都大学ウイルス・再生医科学研究所博士研究員。

・藤本一郎理事(オブザーバー)

各申請について、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(通称:カルタヘナ法)、動物の愛護及び管理に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連する法律に違反がないかを弁護士として確認する。オブザーバーとして選考に関与するが採点は行わない。

- \* 生命科学系の博士号を取得するためには、生物学全般の広く深い知識と 考察力が必要とされるため、例えば分類学の専門家はピンポイントで自 身の専門についてしか判断力がない訳ではなく、自身の専門を中心とし、 関連する基礎生物学や生態学等、幅広い生物学について判断力を有する。 そのため、上記選考委員会の構成で、研究費助成公募の公正な選考が可能 であると判断する。
- \* 研究奨励選考委員会は研究費助成公募の選考を主体として構成されるが、会議開催費助成公募では学術集会の開催規模や開催方式に対する運営費用の額や支出計画の妥当性、大学院生や若手研究者への直接的な支援、公的資金の補完に選考の重点を置き、分野を問わずアカデミア全般に共通する課題の解決を目的とするため、本選考委員会において公正な審議が可能と判断する。

# C. 研究奨励周年事業・創立 10 周年記念シンポジウム (特定費用準備資金): (趣旨・内容)

当財団は2025年11月に創立10周年を迎える。これを記念して、研究費助成公募のこれまでの採択課題について研究発表シンポジウムを開催することで、当該分野の研究者へ広く研究助成成果を還元し、もって成果の社会還元寄与に資する。研究費助成公募の目的である自然環境保全は、アカデミア外に在野研究者や愛好家、関心が高い市民も多いため、一般の人も含めてシンポジウムを行うことで、助成成果をより広く直接的に社会へ還元するとともに、自然環境保全について社会的機運を高めることに資する。

### (名称)

本特定費用準備資金及びその資金による活動の名称を「創立 10 周年記念シンポジウム積立資金 | 及び「創立 10 周年記念シンポジウム | と定める。

### (実施予定)

実施予定は 2025 年 11 月とし、2023 年度から実施までを計画・準備期間 とする。

### (積立限度額と算定根拠)

本シンポジウムでは 2025 年度までの研究費助成公募採択課題のうち纏まった成果がある課題、社会的関心が高い課題、を中心に口頭及びポスター発表を行う。発表者、選考委員を含む財団関係者、当該分野のアカデミア研究者や大学院生等 100~150 名程度の参加者を見込み、会場費として150万円、運営の人件費として30万円、招待者・関係者旅費として40万円、広報費として30万円、記念品(名入りノート等)代として20万円、雑費として30万円の合計300万円を限度額として、2023年度から2025年度までの3年にわたり積み立てる。

### (管理と取扱)

本特定費用準備資金は、特定費用準備資金等取扱規則に則り適切に管理 し取り扱う。また、本特定費用準備資金の特別の手続きの定め、積立限度 額、その算定根拠について、特定費用準備資金等取扱規則及び情報公開規 程に基づき、備置き及び閲覧の措置を講じる。

# (2) 人材育成部門

# A. 理系出身者への法科大学院奨学金

定款に定める事業(2) 志ある若者に対する奨学金事業

近年の急速な科学技術の発展により社会生活の利便性が向上する一方で、新しい科学技術を社会で活用するための法整備が科学技術革新に追いつかない分野、例えば宇宙開発、AI やビッグデータ、高度先進医療等、が散見され、今後も増加する事が予測される。新しい科学技術の活用には予期せぬトラブルも多く伴われるが、これらの仲裁や解決も法曹における重要な課題と考えられる。また、近年、環境破壊や自然への悪影響が懸念される土地開発や産業活動についての法的係争も散見され、自然環境保全と産業活動の均衡維持も重要な課題である。このような状況下において、理系分野の専門知識や理解能力を兼ね備えた法曹の重要性が増しているが、異分野、特に理系分野からの法科大学院進学者数が顕著に減少している。多様な学問的背景を持つ法曹の層の厚みは成熟した社会を支える上で重要であり、これに資するため、理系分野の専門知識・技術を持つ法科大学院生へ月額3万円の返済不要な奨学金を給付する。

### 対象者:

申請時に 40 歳以下の者で、日本の法科大学院在籍者若しくは次年度進学予定者のうち、下記に該当する者。

- a. 理系分野の大学学部を卒業した者。
- b. 理系分野の大学院修士課程若しくは博士課程を修了又は中退した者。 ただし、当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等 内の親族である者は対象外とする。

### 募集人数:

法科大学院在籍者 4~5 名、次年度進学予定者若干名

### 募集期間:

2023 年 4 月 1 日~5 月 12 日

### 奨学金給付期間:

採用後から正規の最短修了年限(最長3年)。司法試験実施時期(毎年7月) を考慮し卒業後4ヶ月も給付を継続する。

### 奨学金給付額:

月額3万円を四半期毎に本人名義の口座へ送金。 法科大学院在籍者の採用の場合、初回四半期は遡及しない。

# 予算総額:

500 万円 (卒業生 3 名、継続中の在学生 9 名、新規採用予定者数 4-5 名)

### 募集方法:

日本学生支援機構の奨学金データベース及びポータルサイト(奨学金.net 及び助成財団センター助成情報ナビ)へ募集情報を登録し、全国の法科大 学院へ周知依頼を行い、財団ウェブページに掲載する事で広く開かれた募 集体制を整える。

### 選考方法:

人材育成選考委員会の各委員が、理系出身者への法科大学院奨学金選考要項に則り、提出書類について一次選考を行う。一次選考を通過した申請者について、人材育成選考委員会において面接を行い、合議制による二次選考にて採用者を決定する。選考委員は人材育成選考委員会運営規則の則り選任する。選考委員会の運営は人材育成選考委員会運営規則に従う。選考委員は、利害関係を有する親しい関係者からの申請については審査できないものとする。

### 採用者の公表:

助成対象者である奨学生について、所属と学年、専門とする理系分野、司 法試験合格情報を当財団ウェブページにて公表する。

(\*個人氏名については、家庭環境が複雑な奨学生より公表を避けたいとの相談があったため、一律非公開としている)

#### 学業成果の報告:

在学生の場合は、新年度2ヶ月以内に、前年度の成績証明書及び在学証明書の提出を義務付ける。

卒業生の場合は、卒業後2ヶ月以内に、前年度の成績証明書及び卒業証明 書の提出を義務付ける。

全ての奨学生及び OB について、司法試験の合格報告を義務付ける。

### ウェブ相談会の開催:

本奨学金事業の一環として年 2 回(前期・後期に各 1 回予定)のウェブ相談会を開催する。

法科大学院には法学部出身者を対象とした2年間の既修コースと、これまで法律を学んでこなかった初学者(=純粋未修者と称する)を対象とした3年間の未修コースが設けられているが、実際は未修コース入学者の多くも法学部出身者で占められており、理系出身者を含む純粋未修者はどの法科大学院においても圧倒的少数である。奨学生からは、何をどのように勉強したら良いかがわからない、相談できる同輩や先輩が居ない等、純粋未修者ならではの学修の苦労について相談や報告があり、状況改善の一助とするため司法試験に合格した奨学生OBや現役の弁護士等を講師として招き、年2回、ウェブ相談会を開催する。本相談会は奨学生以外も参加可能とし、純粋未修者や法科大学院進学を検討している初学者を広く受け入れる。

# B. 困難な状況にある子ども達への学習支援

定款に定める事業(3) 社会又は科学技術向上に貢献する活動に対する支援 事業

自然環境保全と科学技術発展の両者が調和のもとに発展した豊かな社会を実現する上で、担い手となる人材を広く多く育むことが重要と考える。また、社会全体での教育水準の底上げと教育格差の解消は、科学技術の発展や自然環境保全の必要性を理解し、これからの社会で生活し活躍できる人材を育成する上でも重要と考える。

貧困や家庭環境等様々な原因で困難な状況にある子ども達を支援するため、各地で子ども食堂や子どもの居場所が運営されており、これらに集う子ども達には、幼い頃からの学習環境不足や基礎学力欠如により、教育の機会を失ってしまっている者も多い。このような子ども達の中には、潜在的な能力が高く、教育の機会さえあれば将来社会を担う人材となれる者も多く含まれると予想される。子ども達の教育機会を確保し学校教育から取り残されない学習環境を整えることは、将来社会を支える人材を育てるため、また、子ども達が就労機会や社会参画機会を失わず自分自身の将来を諦めてしまわないために重要であり、子ども食堂や子どもの居場所に学習支援機能を付与するため、学習支援の人件費支給に重点を置き、助成公募を実施する。

### 対象団体:

大阪府、京都府、滋賀県下の子ども食堂及び子どもの居場所で、学習支援の実施計画がある団体。

本事業の予算額を鑑み、当面は当財団の所在地と周辺府県の団体を対象とする。

対象団体の法人格は問わない。

採択機会の公平性を保つため、同一団体の採択は最大3回までとする。 当財団の理事・監事・評議員及び選考委員の者並びにその三親等内の親族 である者が重要な役割を務める団体については対象外とする。

### 公募期間:

2023年10月1日~12月4日

### 助成期間:

1年間(2024年1月から12月末日まで)

### 公募件数:

6~8 件程度。

### 助成金額:

1 件あたり 50 万円、若しくは 50 万円を上限とする任意の額(予算総額 300 万円)。

申請件数や申請内容により、減額採択を行うことがある。

### 公募方法:

対象地域の行政担当部署、社会福祉協議会、地域の子ども食堂や子どもの居場所ネットワークへ周知依頼を行い、助成財団センター助成情報ナビに公募情報を登録し、当財団ウェブページに掲載する事で広く開かれた公募体制を整える。

### 申請要件:

助成金の50%以上を学習支援のための人件費(大学生や大学院生等の若い世代)に充てること。

会則若しくは定款の提出が必要。

\*アルバイトの代替になれば子ども達の学習支援要員に興味を持つ大学生や大学院生も多いと考えられるため、支援を受ける子ども達にとって年齢が近い大学生等は良いロールモデルとなり交流が得難い経験になると

考えられるため、また、困難な状況にある子ども達の現状を目の当たりに した経験を持つ若者に将来社会で活躍してほしいため、学習支援要員とし て大学生や大学院生等の若い世代を登用することを応募の要件とする。

### 選考方法:

人材育成選考委員会の各委員が、困難な状況にある子ども達への学習支援 選考要項に則り書類審査を行い、集計結果に基づき合議制の選考会におい て採択団体を決定する。選考委員は、人材育成選考委員会運営規則に則り 選任する。選考委員会の運営は人材育成選考委員会運営規則に従う。選考 委員は、利害関係を有する親しい関係者からの申請については審査できな いものとする。

### 助成団体の公表:

助成団体名、所在地について当財団ウェブページにて公表する。助成団体が活動内容を示すウェブページや SNS を有する場合、そのリンクについても当財団ウェブページにて公表する。

### 報告書:

助成期間終了後2ヶ月以内に所定の報告書の提出を義務付ける。

### \*人材育成選考委員会についての補足説明:

2023年度人材育成選考委員会の構成は下記の通りである。

「理系出身者への法科大学院奨学金」「困難な状況にある子ども達の学習支援」 選考担当

- ・<u>堀田克明</u>(色川法律事務所弁護士、大阪弁護士会法曹要請・法科大学院協力センター委員)
- ・<u>植木和彦</u>(泉佐野法律事務所弁護士、大阪弁護士会子どもの権利委員会 委員、大阪府児童虐待等危機介入援助チーム委員)
- ・川端伸也(京都みらい法律事務所弁護士、瑞宝重光章受章、大阪大学法 科大学院元教授)
- ・水町衣里(大阪大学社会技術共創研究センター准教授、公共圏における 科学技術・教育研究拠点(大阪大学・京都大学共同拠点)准教授、科学 コミュニケーション・科学教育専門家、農学博士)
- ・<u>中辻憲夫代表理事</u>理系分野の大学教授を長年務めた経験から法科大学院奨学生候補者の

理系的素養の判定、人物像の評価、経済状況の判断を行う。篤志家として数々の寄付や支援を行なってきた有識者として、困難な状況にある子ども達の学習支援選考にあたる。

### ・藤本一郎理事

実務家法曹(弁護士)として法科大学院奨学生候補者の選考にあたる。 また、子どもの権利問題に高い関心を持つ有識者として、困難な状況に ある子ども達の学習支援選考にあたる。

## 「理系出身者への法科大学院奨学金」選考担当

・細川美穂子理事

理系分野の博士号所持者として、法科大学院奨学生候補者の理系的素養の判定、人物像の評価、経済状況の判断を行う。困難な状況にある子ども達の学習支援の選考は担当しない。

### 「困難な状況にある子ども達の学習支援」選考担当

- ・<u>山田礼子</u>(同志社大学社会学部教育文化学科教授、教育学専門家、教育学博士)
- ・<u>伊多波</u>良雄(同志社大学経済学部教授、貧困格差・教育格差専門家、 経済学博士)

# C. 人材育成周年事業・法科大学院奨学金 10 周年記念事業(特定費用準備資金):

(趣旨・内容)

理系出身者への法科大学院奨学金は、2026 年度に 10 周年を迎える。これを記念してシンポジウムを開催し、法曹における多様な学問的背景・理系的素養の重要性を広く発信することで、助成成果を還元する。本奨学金の奨学生及び OB は多彩な理系分野の学問的背景を有する。各々のキャリアパスや実務家法曹として理系的素養をどのように活かしているかを来聴者へ提示することで、法曹の多様性増進と理系分野から法曹へのキャリアパス拡大に資する。法曹の多様性に造詣が深い実務家、法科大学院への進学に興味を持つ理系学生等へ幅広く広報し参加を募り、交流を深める機会を設ける。

(名称)

本特定費用準備資金及びその資金による活動の名称を「法科大学院奨学金

10周年記念積立資金」及び「法科大学院奨学金 10周年記念事業」と定める。

# (実施予定)

実施予定は 2026 年 9 月とし、2023 年度から実施までを計画・準備期間とする。

### (積立限度額と算定根拠)

奨学生・OB、選考委員を含む財団関係者、広報を介した参加者等合計約100名の出席を見込む。ホテルを会場とした100名での平均的なシンポジウム開催費用として200万円、奨学生への交通費支給費用として30万円、講演者の招待費用として30万円、広報費用として30万円、雑費として10万円の合計300万円を限度額とし、2023年度から2026年度までの4年にわたり積み立てる。

# (管理と取扱)

本特定費用準備資金は、特定費用準備資金等取扱規則に則り適切に管理 し取り扱う。また、本特定費用準備資金の特別の手続きの定め、積立限度 額、その算定根拠について、特定費用準備資金等取扱規則及び情報公開規 程に基づき、備置き及び閲覧の措置を講じる。